

# 地方競馬全国協会 会報

第 249 号 平成 16 年 1 月

## 目 次

### 競馬関係

#### 登録関係

馬主及び馬の登録数調べ

#### 研修関係

研修実施状況（平成 15 年 10 月～12 月）

### 規程関係

#### 協会業務関係

地方競馬全国協会年度代表馬等表彰規程の一部  
改正

地方競馬全国協会調教師・騎手等表彰規程の一  
部改正

### できごと

平成 15 年 12 月

## 馬主および馬の登録数調べ

### 平成15年12月分 登録件数等

区分	登録	抹消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬主	63	1	2	6	/	/	1
馬	307	324	0	/	344	5	23

### 競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
2歳	122	6	128	0	128
3歳	126	0	126	0	126
4歳	24	0	24	0	24
5歳	10	0	10	0	10
6歳以上	19	0	19	0	19
計	301	6	307	0	307

ただし、登録事項の変更及び抹消については12月中に事務処理済みの件数である。

## 研修実施状況（平成15年10月～12月）

平成15年度第1回騎手研修講座

平成15年11月11日(火)～13日(木)3日間 6名

場所 地方競馬研修館

北海道	井上 俊彦	愛知県	吉田 稔
群馬県	久保田政弘	広島県	片桐 正雪
神奈川県	佐藤 博紀	佐賀県	真島 正徳

平成15年度第2回調教師課程

平成15年11月25日(火)～12月19日(金)25日間 7名

場所 地方競馬研修館

埼玉県	内田 直隆	石川県	山中 利夫
千葉県	椎名 廣明	兵庫県	星野 良二
千葉県	波多野 健	広島県	松本 満夫
神奈川県	福島 秀夫		

## 地方競馬全国協会年度代表馬等表彰規程の一部改正

地方競馬全国協会年度代表馬等表彰規程（平成 6 年度規約第 5 号）の一部を「新旧対照表」のとおり改正する。

附 則

この規約は、平成 15 年 12 月 26 日から実施し、平成 15 年度に行われる表彰から適用する。

新 旧 対 照 表 （原文縦書）

新	旧
別表	別表
サラブレッド系二歳最優秀馬	サラブレッド系二歳最優秀馬
サラブレッド系三歳最優秀馬	サラブレッド系三歳最優秀馬
サラブレッド系四歳以上最優秀馬	サラブレッド系四歳以上最優秀馬
<u>アラブ系最優秀馬</u>	<u>アラブ系二歳最優秀馬</u>
	<u>アラブ系三歳最優秀馬</u>
	<u>アラブ系四歳以上最優秀馬</u>
ばんえい最優秀馬	ばんえい最優秀馬
最優秀牝馬	最優秀牝馬
最優秀短距離馬	最優秀短距離馬

## 地方競馬全国協会調教師・騎手等表彰規程の一部改正

地方競馬全国協会調教師・騎手等表彰規程（平成2年度規約第2号）の一部を「新旧対照表」のとおり改正する。

### 附 則

この規約は、平成16年1月13日から実施し、平成15年度に行われる表彰から適用する。

### 新 旧 対 照 表

（原文縦書）

新	旧
<p>第四条 前条第一号の最優秀調教師賞は、都道府県の区域（北海道にあつては平地競走とばんえい競走の二区分とする。以下同じ。）ごとに、当該都道府県の区域に所在する競馬場に前年の一月一日以前から所属する調教師であつて、表彰することが不相当と認められる事由のある者を除いたもののうち、その管理馬を出走させて得た総収得賞金額その他の別に定める基準による順位一位の者一名（以下「優秀調教師」という。）を選定し、このうち、最も成績が優秀であつた者一名（以下「最優秀調教師」という。）に授与する。</p> <p>2 前条第二号の優秀調教師賞は、優秀調教師（最優秀調教師を除く。）に授与する。</p> <p>第五条 第三条第三号の最優秀騎手賞は、都道府県の区域ごとに当該都道府県の区域に所在する競馬場に前年の一月一日以前から所属する騎手であつて、表彰することが不相当と認められる事由のある者を除いたもののうち、騎乗して得た一着回数その他の別に定める基準による順位一位の者一名（以下「優秀騎手」という。）を選定し、このうち、最も成績が優秀であつた者一名（以下「最優秀騎手」という。）に授与する。</p>	<p>第四条 前条第一号の最優秀調教師賞は、都道府県の区域（北海道にあつては平地競走とばんえい競走の二区分とする。以下同じ。）ごとに、当該都道府県の区域に所在する競馬場に前年の一月一日以前から所属する調教師であつて、表彰することが不相当と認められる事由のある者を除いたもののうち、その管理馬を出走させて得た総収得賞金額による順位一位の者一名（以下「優秀調教師」という。）を選定し、このうち、最も成績が優秀であつた者一名（以下「最優秀調教師」という。）に授与する。</p> <p>2 前条第二号の優秀調教師賞は、優秀調教師（最優秀調教師を除く。）に授与する。</p> <p>第五条 第三条第三号の最優秀騎手賞は、都道府県の区域ごとに当該都道府県の区域に所在する競馬場に前年の一月一日以前から所属する騎手であつて、表彰することが不相当と認められる事由のある者を除いたもののうち、騎乗して得た総収得賞金額による順位一位の者一名（以下「優秀騎手」という。）を選定し、このうち、最も成績が優秀であつた者一名（以下「最優秀騎手」という。）に授与する。</p>

<p>2 第三条第四号の優秀騎手賞は、優秀騎手（最優秀騎手を除く。）に授与する。</p> <p>第六条 削除</p> <p>第七条 第三条第五号の優秀新人騎手賞は、前々年の三月三十一日以降に免許を取得した者であつて、表彰することが不適当と認められる事由のある者を除いたもののうち一着回数が別に定める基準以上の者（前年において既に最優秀新人騎手賞を受賞した者を除く。）の中から最も成績が優秀であつた者（以下「最優秀新人騎手」という。）に授与する。</p> <p>第八条の二 第三条第六号の二のベストフェアプレイ賞は、一着回数が別に定める基準以上の騎手であつて地方競馬実施規則（例）第五十四条又は第五十五条の規定に相当する各競馬施行者の競馬の実施に関する規程の規定に違反したことを理由とする制裁処分を受けなかつた者（表彰することが不適当と認められる事由のある者を除く。）のうち、最も成績が優秀であつたもの一名（以下「ベストフェアプレイ騎手」という。）に授与する。</p>	<p>2 第三条第四号の優秀騎手賞は、優秀騎手（最優秀騎手を除く。）に授与する。</p> <p>第六条 前二条の場合において、同順位の者が二名以上あるときは、一着回数の多い者を選定し、一着回数と同じときは二着回数の多い者を選定し、以下これに準じて選定する。</p> <p>第七条 第三条第五号の優秀新人騎手賞は、前々年の三月三十一日以降に免許を取得した者であつて、表彰することが不適当と認められる事由のある者を除いたもののうち一着回数が三十回以上の者（前年において既に最優秀新人騎手賞を受賞した者を除く。）の中から最も成績が優秀であつた者（以下「優秀新人騎手」という。）に授与する。</p> <p>第八条の二 第三条第六号の二のベストフェアプレイ賞は、一着回数が百回以上の騎手であつて地方競馬実施規則（例）第五十四条又は第五十五条の規定に相当する各競馬施行者の競馬の実施に関する規程の規定に違反したことを理由とする制裁処分を受けなかつた者（表彰することが不適当と認められる事由のある者を除く。）のうち、最も成績が優秀であつたもの一名（以下「ベストフェアプレイ騎手」という。）に授与する。</p>
---	---

## できごと

平成15年12月

- 12月18日 第3回免許試験委員会
- 12月18日 NARグランプリ優秀馬選定準備委員会
- 12月19日 第4回馬主登録審査委員会